



お知らせ

平成21年経済センサス-基礎調査にご協力をお願いします

経済センサス-基礎調査が、平成21年7月1日現在で全国一斉に実施されます。この調査は、全国すべての事業所・企業の経済活動の状態を調査し、各種統計調査を実施するための基礎情報を整備することを目的としています。

6月下旬より調査員がお伺いして直接調査票を配付させていただきますので、必ずお受け取りになって、もれなくご記入ください。なお、調査員がお伺いした場合は、必ず「調査員証」を携行していますので、ご安心してご協力をお願いします。

日 時 6月下旬以降順次実施します。

問い合わせ 区民企画担当(企画振興) ☎6659-9781

区在宅サービスセンター「はぎのさと」開館時間変更のお知らせ

地域包括支援センターの開所時間に合わせ、効果的・効率的に総合相談に応じるため、7月1日(水)より開館時間を9:00～19:00に変更します。

ただし、土曜日は9:00～17:30(日・祝・年末年始は休み)

問い合わせ 西成区社会福祉協議会 ☎6656-0080

ふとん丸洗い・乾燥サービスのお知らせ

対 象 ふとんを洗濯・乾燥させるのが困難な方

- ①65歳以上の ・ひとり暮らしの方
- ・寝たきり(要介護4～5程度)の方
- ・高齢者のみの世帯の方

- ②65歳未満の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方

利 用 料 掛ふとん 200円、敷ふとん 200円、毛布 80円

おひとり、掛・敷・毛布各1枚の利用です。

(毛布2枚等の受け付けはできません)

利用料はふとん預かり時にいただきます。

レンタル(掛・敷・毛布)希望の方は各200円のレンタル料が必要となります。

実施期間 8月19日(水)～9月下旬

申し込み期間 7月1日(水)～22日(水)厳守

申し込み・問い合わせ 西成区社会福祉協議会(地域活動担当) ☎6656-0080

第11回「西成区地域福祉アクションプラン推進委員会」を開催します

日 時 7月13日(月)14:00～ **場 所** 区役所4階会議室

内 容 アクションプラン推進の取り組みについて話し合います

傍 聴 10名まで可能

問い合わせ 西成区保健福祉センター 生活支援担当(支援)

アクションプラン推進委員会事務局 ☎6659-9872

あべの西南市税事務所からのお知らせ

公的年金等に係る個人市・府民税の特別徴収が始まります。

地方税法の改正により、平成21年10月から、厚生年金、共済年金、企業年金などを含む全ての公的年金等に係る所得に対する個人市・府民税の特別徴収が始まります。対象者は、公的年金を受給されている満65歳以上のうち、次の条件にあてはまる方。

・公的年金等に係る所得に対して個人市・府民税が課税される方

・年額が18万円以上の公的年金を受給している方

・本市で介護保険料を公的年金から特別徴収されている方

対象者には、6月中旬までに納税通知書でお知らせします。

問い合わせ あべの西南市税事務所 個人市民税担当 ☎6634-2953

個人市・府民税の減額・免除について

失業中(雇用保険の受給資格を有する派遣労働者等で、契約期間満了によって退職した方を含む)の方や、所得が前年の6割以下に減少する方など、特別な事情により個人市・府民税の全額負担が困難であると認められる場合、申請により、納税額が減額・免除される場合があります。

申請は、納期限の6月30日(火)までです。詳しくは、お問合わせください。

申請・問い合わせ あべの西南市税事務所 個人市民税担当 ☎6634-2953

6月は「来日外国人犯罪対策の強化月間」です。

来日外国人の不法滞在・不法就労防止にご協力ください。

西成警察署 ☎6648-1234

専門相談日

秘密厳守・無料

	日 時	場 所
①法律相談	6月16日(火)・7月3日(金) 7月21日(火) 12:45～15:00 12:45に抽選で相談順位を決めます。	西成区役所 4階会議室
②ライター法律相談	7月10日(金) 18:00～20:00	旭区民センター
③就労相談 (仕事の紹介・あっせんではありません)	6月19日(金)・6月26日(金) 7月3日(金)・7月10日(金) 13:20～15:30 13:20に抽選で相談順位を決めます。 16:00～17:00の時間帯は予約により相談を受付ます。予約の受付は、 大阪市地域就労支援センター ☎0120-939-783 ☎6567-6889	西成区役所 7階相談室

いずれの相談も当日のみ受付(③は一部予約)。②は先着順。相談者が多数の場合は、受付時間内でもお断りすることがあります。市民の方は、他の区役所においても相談を受けることができます。

問い合わせ ①③区民企画担当(市民活動推進) ☎6659-9683

②大阪市総合コールセンター(年中無休) ☎4301-7285

若年者就労相談会

対 象 悩みを抱えて働きたいけど働き出せない若年の方

子どもの就労・自立で悩んでいる保護者の方

日 時 7月9日(木) 18:00～20:00

場 所 西成人権文化センター(中開3-1-24)

申し込み 来館・電話・ファックスのいずれかでお申し込みください

問い合わせ 西成人権文化センター ☎6561-0007

FAX 6561-9154



みんなで守る子どもの命

1989年、国連で「子どもの権利条約」が作られて今年でちょうど20年です。でも世界では5歳の誕生日を迎える前に亡くなる子どもが年間970万人(一日平均2万6千人)もいます。子どもの権利条約第6条の「生きる権利」はどこへ行ってしまったのでしょうか。また、世界の中で7200万人の子どもが学校へいくことができていません。

それでは日本はどうでしょう。ここ数年、全国で3万件を数えていた虐待の相談件数が2007年度にはとうとう4万件を超えました(一日110件)。また、虐待死する子どもの数は2004年は全国で58人、2005年は86人、2006年は126人と増え続けています。今年の4月、大阪市内で小学4年生の女の子が虐待(容疑)で亡くなりました。その兆候は3カ月前からありました。しかし女の子の顔にあざがあったり、不登校が続いていたのにもかかわらず、また大人の怒声と女の子の泣き声を近所の人たちがたびたび聞いていたのにもかかわらず、救うことができませんでした。子どもの命ってそんなに軽いものなのでしょうか。

虐待の相談件数が増えたというのは、それだけ虐待への関心が高まったということでもあるのですが、自分で自分を守るという力がまだまだ弱い子どもに対して、私たちの社会は子どもの命を守るという意識をもっと強く持つべきです。ではどうしたらいいのでしょうか。まず、日頃から地域で子育てを応援しよう。今の社会は親にとっても子育てはたいへんです。気軽に子育ての相談がし合える関係を地域の中につくりましょう。そして、どうも気になる、心配だと思ったときは区役所(子育て支援室☎6659-9857)に電話したり、近所の民生委員や主任児童委員さんに相談しましょう。結果的に虐待でなかったとしてもいいのです。子どもの命を守る(生きる権利)ことがなによりも最優先されるからです。このような「ほっとけない」という昔から西成の町がもっている一人ひとりの隣人愛の精神を発揮しましょう。

西成では2002年から6つの中学校下別に区役所や学校、保育所、地域関係団体などが毎月集まり、虐待防止と子育て支援のネットワークづくりに取り組んでいます。子どもを虐待から守るのは区役所や警察だけではなく、地域をあげて子育てと子育てを応援し、元気な子どもの声と笑顔が町中に溢れるようなまちづくりをみんなで進めていきましょう。

西成区人権啓発推進会(事務局:区民企画担当(市民活動推進) ☎6659-9743
児童虐待に関する相談・連絡については、中央児童相談所へ ☎6797-6520

市・府民税(普通徴収)第1期分の納期は、6月30日(火)です。市税へのご理解と期限内の納付にご協力をお願いします。